第11章 事後調査の内容

11.1 事後調査を行う理由

事後調査の項目及び手法の選定にあたっては、熊本県環境影響評価技術指針に規定する「事後調査の項目及び手法の選定に関する指針（下記参照）」を基本として設定した。

また、周辺住民等からの関心があるなど、周辺地域の状況を踏まえて設定した。

①予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

②効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

③工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

④代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

11.2 実施主体

事後調査の実施主体は、全て事業者とする。

11.3 事後調査計画

事後調査計画は、表 11.3-1～表 11.3-11 に示すとおりである。

表 11.3-1(1)　事後調査計画(大気質)

影響要因		項目	内容
大気質	建設機械の稼働	事後調査を行う理由	予測条件とした工事計画に不確実性があるため実施する。
		調査内容	調査項目：二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等（降下ばいじん） 調査地点：予測した最大影響出現地点とする。 調査期間：工事期間中の影響が最大となる時期とし、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は 1 週間、粉じん等（降下ばいじん）は 1 ヶ月間とする。 調査方法：二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号)、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法とし、粉じん等（降下ばいじん）は、ダストジャーによる捕集とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	事後調査を行う理由	予測条件とした工事計画に不確実性があるため実施する。
		調査内容	調査項目：二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等（降下ばいじん） 調査地点：予測した 3 地点とする。 調査期間：工事期間中の影響が最大となる時期とし、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は 1 週間、粉じん等（降下ばいじん）は 1 ヶ月間とする。 調査方法：二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号)、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法とし、粉じん等（降下ばいじん）は、ダストジャーによる捕集とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。

表 11.3-1(2)　事後調査計画(大気質)

影響要因		項目	内容
大気質	施設の稼働	事後調査を行う理由	地域住民の関心の高い項目でもあるため実施する。
		調査内容	調査項目：二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、有害物質（ダイオキシン類・塩化水素・水銀） 調査地点：予測した 3 地点と対象事業実施区域の計 4 地点とする。 調査期間：施設の稼働が定常的な状態となった 1 年間とし、測定は 4 季ごとに 1 週間とする。 調査方法：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号)、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号)、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）第 5 条に基づく別表第 3 の備考 1、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 23 年環境省）に定める方法とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。
	廃棄物の搬出入	事後調査を行う理由	地域住民の関心の高い項目でもあるため実施する。
		調査内容	調査項目：二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等（降下ばいじん） 調査地点：予測した 3 地点とする。 調査期間：廃棄物の搬出入が定常的な状態となった 1 年間とし、測定は 4 季ごとに実施し、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は 1 週間、粉じん等（降下ばいじん）は 1 ヶ月間とする。 調査方法：二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号)、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法とし、粉じん等（降下ばいじん）は、ダストジャーによる捕集とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。

表 11.3-2　事後調査計画(騒音)

影響要因		項目	内容
騒音	建設機械の稼働	事後調査を行う理由	予測条件とした工事計画に不確実性があるため実施する。
		調査内容	調査項目：騒音レベル 調査地点：予測した最大影響出現地点とする。 調査期間：工事期間中の影響が最大となる時期の 1 日とし、工事時間を含む 7～19 時に測定する。 調査方法：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に基づく方法とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	事後調査を行う理由	予測条件とした工事計画に不確実性があるため実施する。
		調査内容	調査項目：騒音レベル、交通量 調査地点：予測した 3 地点とする。 調査期間：工事期間中の影響が最大となる時期の 1 日とし、工事時間を含む 6～22 時に測定する。 調査方法：騒音レベルは「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に基づく方法と、交通量は目視による計測とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。
	施設の稼働	事後調査を行う理由	地域住民の関心の高い項目でもあるため実施する。
		調査内容	調査項目：騒音レベル 調査地点：予測した最大影響出現地点と現地調査を実施した 2 地点の計 3 地点とする。 調査期間：施設の稼働が定常的な状態となった時期の 1 日とし、24 時間測定する。 調査方法：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に基づく方法とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。
	廃棄物の搬出入	事後調査を行う理由	地域住民の関心の高い項目でもあるため実施する。
		調査内容	調査項目：騒音レベル、交通量 調査地点：予測した 3 地点とする。 調査期間：廃棄物の搬出入が定常的な状態となった時期の 1 日とし、廃棄物の搬出入車両が走行する時間を含む 6～22 時に測定する。 調査方法：騒音レベルは「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に基づく方法と、交通量は目視による計測とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。

表 11.3-3　事後調査計画(振動)

影響要因		項目	内容
振動	建設機械の稼働	事後調査を行う理由	予測条件とした工事計画に不確実性があるため実施する。
		調査内容	調査項目：振動レベル 調査地点：予測した最大影響出現地点とする。 調査期間：工事期間中の影響が最大となる時期の 1 日とし、工事時間を含む 7～19 時に測定する。 調査方法：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に基づく方法とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	事後調査を行う理由	予測条件とした工事計画に不確実性があるため実施する。
		調査内容	調査項目：振動レベル、交通量 調査地点：予測した 3 地点とする。 調査期間：工事期間中の影響が最大となる時期の 1 日とし、工事時間を含む 6～22 時に測定する。 調査方法：振動レベルは「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に基づく方法とし、交通量は目視による計測とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。
	施設の稼働	事後調査を行う理由	地域住民の関心の高い項目でもあるため実施する。
		調査内容	調査項目：振動レベル 調査地点：予測した最大影響出現地点と現地調査を実施した 2 地点の計 3 地点とする。 調査期間：施設の稼働が定常的な状態となった時期の 1 日とし、24 時間測定する。 調査方法：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に基づく方法とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。
	廃棄物の搬出入	事後調査を行う理由	地域住民の関心の高い項目でもあるため実施する。
		調査内容	調査項目：振動レベル、交通量 調査地点：予測した 3 地点とする。 調査期間：廃棄物の搬出入が定常的な状態となった時期の 1 日とし、廃棄物の搬出入車両が走行する時間を含む 6～22 時に測定する。 調査方法：振動レベルは「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に基づく方法とし、交通量は目視による計測とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。

表 11.3-4　事後調査計画(低周波音)

影響要因		項目	内容
低周波音	施設の稼働	事後調査を行う理由	地域住民の関心の高い項目でもあるため実施する。
		調査内容	調査項目：低周波音圧レベル 調査地点：予測した 2 地点とする。 調査期間：施設の稼働が定常的な状態となった時期の 1 日とし、24 時間測定する。 調査方法：「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年環境庁）に基づく方法とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。

表 11.3-5　事後調査計画(悪臭)

影響要因		項目	内容
悪臭	施設の稼働（排出ガス） 施設の稼働（機械等の稼働）	事後調査を行う理由	地域住民の関心の高い項目でもあるため実施する。
		調査内容	調査項目：特定悪臭物質、臭気指数 調査地点：現地調査を実施した 4 地点とする。 調査期間：施設の稼働が定常的な状態となった時期の代表的な 1 日とする。 調査方法：「特定悪臭物質の測定方法」（昭和 47 年環境庁告示第 9 号）及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年環境庁告示第 63 号）に定める方法とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。

表 11.3-6　事後調査計画(地下水)

影響要因		項目	内容
地下水	施設の稼働（地下水利用）	事後調査を行う理由	地域住民の関心の高い項目でもあるため実施する。
		調査内容	調査項目：地下水位 調査地点：対象事業実施区域内の観測井とする。 調査期間：地下水利用開始 1 年前から施設の稼働 3 年後までの計 4 年間とする。 調査方法：地下水位計により調査を行う。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。

表 11.3-7　事後調査計画(土壌汚染)

影響要因		項目	内容
土壌汚染	施設の稼働（排出ガス）	事後調査を行う理由	地域住民の関心の高い項目でもあるため実施する。
		調査内容	調査項目：ダイオキシン類、水銀 調査地点：予測した 3 地点と対象事業実施区域の計 4 地点とする。 調査期間：施設の稼働が定常的な状態となり 1 年間が経過した時期に 1 回行う。 調査方法：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号)、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に定める方法とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。

表 11.3-8　事後調査計画(動物)

影響要因		項目	内容
動物	造成工事及び施設の設置工事 地形改変後の土地及び施設の存在	事後調査を行う理由	代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
		調査内容	調査項目：両生類、昆虫類（水生昆虫類） 調査地点：創出した水域及び調査地域内のその他の水域 調査期間：水域が創出された時点から工事期間中及び施設の稼働が定常的な状態となった時期から 1 年間とする。 調査時期は、早春季、春季、夏季及び秋季とする。 調査方法：直接観察調査及び一般採集調査とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。

表 11.3-9　事後調査計画(植物)

影響要因		項目	内容
植物	造成工事及び施設の設置工事 地形改変後の土地及び施設の存在	事後調査を行う理由	代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
		調査内容	調査項目：移植した種の生育状況 調査地点：イズハハコ、エビネ属、ムヨウラン属の移植地点 調査期間：移植を実施した直後の１ヶ月及び移植後３年間とする。 調査時期は、各種の生態に応じた確認適期とする（発芽期、開花期、結実期等)。 調査方法：移植個体の生育状況を目視で確認、記録する。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。

表 11.3-10　事後調査計画(生態系)

影響要因		項目	内容
生態系	造成工事及び施設の設置工事 地形改変後の土地及び施設の存在	事後調査を行う理由	代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
		調査内容	調査項目：両生類（カエル類） 調査地点：創出した水域及び調査地域内のその他の水域 調査期間：水域が創出された時点から工事期間中及び施設の稼働が定常的な状態となった時期から１年間とする。 調査時期は、早春季、春季、夏季及び秋季とする。 調査方法：直接観察調査とする。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。

表 11.3-11　事後調査計画(安全・交通)

影響要因		項目	内容
安全（交通）	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	事後調査を行う理由	予測条件とした工事計画に不確実性があるため実施する。
		調査内容	調査項目：交通量 調査地点：予測した「マミコゥロードと県道 221 号の交差点」の 1 地点とする。 調査期間：工事期間中の影響が最大となる時期の 1 日とし、車両が走行する時間を含む 6～22 時に測定する。 調査方法：目視により、方向別及び車種別交通量を調査する。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。
	廃棄物の搬出入	事後調査を行う理由	地域住民の関心の高い項目でもあるため実施する。
		調査内容	調査項目：交通量 調査地点：予測した「マミコゥロードと県道 221 号の交差点」及び「マミコゥロード沿いから対象事業実施区域への進入口」の 2 地点とする。 調査期間：廃棄物の搬出入が定常的な状態となった時期の 1 日とし、廃棄物の搬出入車両が走行する時間を含む 6～22 時に測定する。 調査方法：目視により、方向別及び車種別交通量を調査する。
		環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針	追加の環境保全措置を講じる。

（空　白）